

わかたけ保育園  
わかたけ第二保育園  
わかたけかなえ保育園  
利用者各位

## お知らせ（重要）

令和2年4月7日  
社会福祉法人わかたけ会  
理事長 山本 慎介

本日、日本政府より「緊急事態宣言」が発令されると報道されています。東京都は指定地域となり、明日4月8日より約1か月間、緊急事態措置がとられる見込みであるため、昨夜都知事よりその概要について事前に示されたところであります。

保育所は「施設の種別によって休業を要請する施設」に分類されまして、「適切な感染防止対策の協力要請」を受けることとなりますが、平常の保育所は「3密」を必要十分に避けることはできない施設であり、衛生管理や活動制限などの対策では「適切な感染防止対策」を講じることはできません。

当法人は、各施設における日々の利用者数をできる限り減らしていくことで感染拡大のリスクを少しでも軽減して、施設内における「うつらない・うつさない」を目指す方針を固めました。

つきましては、利用者に対しまして「登園の自粛」を強く要請いたしますので、下記の内容をご確認の上、「感染拡大の防止」にご協力をいただけますようお願いいたします。

### 【要請の内容】

- 期間は、令和2年4月8日より、緊急事態宣言が解除されるまでの間とします。
- 登園の自粛は、期間中すべて休むということだけではなく、「登園日数を減らす」「保育時間を短くする」などを含みます。
- 期間中、各施設とも「緊急保育体制」に入ります。各種保育計画には基づかず、日毎の登園の児童数や職員数に応じた保育の提供となります。
- 即日の対応は難しいことも多くあると理解しています。数日後の登園の自粛に向けて、お勤め先との調整などをお願いいたします。
- 登園自粛の要請は、利用者に対して「仕事か命か」と二択を迫るものではありません。保育所は雇用や賃金の補償はできませんし、100%の感染予防もできませんので、自粛は各家庭の事情と責任のもとでご判断ください。

### 【対象外】

- 次の業種に従事するために保育所保育を必要とされる家庭  
医療・ライフライン・社会福祉・物流・金融・公務・生活必需品の製造または販売
- 前項の業種に復職するために「慣れ保育」を進めている家庭
- 療養中などにより家庭内における乳幼児の保育が非常に困難である家庭